

志摩市景観審議会 傍聴要領

1 趣旨

この要領は、志摩市景観審議会運営規程の規程に基づき、志摩市景観審議会(以下、「審議会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴定員等について

- (1) 傍聴者の定員は、原則10人とします。ただし、会場の容量によって、定員を増減する場合があります。
- (2) 傍聴者には、委員へ配布した説明資料の写しを配布します。ただし、大部となる場合には供覧とする場合があります。

3 傍聴手続きについて

- (1) 審議会の傍聴を希望する方は、審議会の開始時刻10分前までに会場で、受付をし、係員(事務局)の指示に従い会場に入場してください。
- (2) 傍聴者の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

4 審議会を傍聴するにあたり守っていただくべき事項について

傍聴者は、景観審議会を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は、傍聴席に着席すること。
- (2) 審議会開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は貼り紙、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。また、酒気を帯びた方の入場は認めません。
- (5) 会場において、会長の許可なく、審議会の模様を撮影し、録音等を行わないこと。
- (6) その他景観審議会の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないこと。

5 審議会の秩序の維持について

- (1) 傍聴者は、審議会を傍聴するにあたっては、会長及び係員(事務局)

の指示に従ってください。

- (2) 傍聴者が、4の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくこととなります。

附 則

この要領は、平成25年2月9日から施行する。